

答申書素案（正副委員長執筆内容）について

答申

すべての市民の学びに向けた生涯学習施策について

はじめに－審議の経過について

仙台市社会教育委員の会議は、令和2年2月4日に仙台市教育委員会より「すべての市民の学びに向けた生涯学習施策について」というテーマの諮問を受けた。この背景には、社会状況の変化や価値観の多様化が進む中で、市民一人ひとりが生涯を通じて学ぶことが重要であり、生涯学習施策がその学習要求の実現に資するとともに、社会的課題の解決に対応するものでないこと、そしてこのことは諮問時の仙台市2期教育振興基本計画においても「学びにあふれ交流するまちをつくる」ことが基本的方向性として各種施策が展開されていたことがある。

諮問では、「障害児・者の社会教育へのアクセス」と「若者の学びへの参加」の二つの視点から検討することと、「新しい学習者層の拡大」のための効果的な施策についての議論が求められた。

社会教育委員の会議の審議の経過は以下のとおりである。

- 今期、社会教育委員の会議は令和元年11月～令和3年10月までの2年を任期として会議を進めてきた。令和元年11月の委嘱状交付の後、実質的な議論がはじめられた。
- 令和2年2月の会議で事務局から、仙台市教育委員会教育長より「すべての市民の学びに向けた生涯学習施策について」の諮問を受けたことが説明され、諮問理由についての質疑応答の後、これを受けて今後の議論を進めることが決定された。
- 令和2年4月の会議は新型コロナウイルス感染拡大のため中止となったが、諮問に対する委員からの意見を事務局がメールで収集した。
- 令和2年6月の会議では諮問に対する委員の意見の紹介と事務局が課題と捉えていることについて事務局から説明がなされ、委員からは諮問のテーマが「すべての市民の学びに向けた生涯学習施策について」と幅広いため、焦点を絞ったほうがよいのではないかと、また「若者」の観点から考えると、すでに若者自身が興味関心のあることについて積極的に活動しているなどの意見が出された。これらを踏まえ委員長・副委員長及び事務局で検討課題を絞り、「若者」というテーマについては、生涯学習へのアクセスが難しい「貧困の中にある人びと」という観点と合わせて考えることとし、次の会議で再

度委員に提示することとなった。

- 令和2年7月の会議において、委員長から「障害のある市民の生涯学習について」と「貧困の中にある人びとの生涯学習について」という二つの検討課題に絞って議論をしていくことが説明され、それぞれのグループに分かれて議論をし、調査を進めていくこととなった。具体的には、委員がリクエストをした調査先と事務局が日程調整を行い、委員が生涯学習についての課題や意見についてインタビュー調査を実施することとなった。
- 令和2年9月の会議では、調査の進捗報告が行われた。調査団体は「障害のある市民の生涯学習について」に関する団体が5団体、「貧困のなかにある人びとの生涯学習について」が3団体であり、それぞれの団体から課題・意見として挙げられた内容が報告された。
- 令和2年11月の会議では、10月末に行った「貧困のなかにある人びとの生涯学習について」の1団体の訪問調査の報告と、施策の柱建て（案）についての意見が交わされた。
- 令和3年2月2日の会議では、施策の柱建ての協議資料について、「全体の構成の確認」「施策の柱建て」の二点について確認しながら、グループに分かれて議論を行った。

< 以下、今後の会議の内容を記述 >

- 令和3年4月13日の会議では、～。
- 令和3年6月1日の会議では、～。
- 令和3年8月3日の会議では、～。
- 令和3年10月12日の会議では、～。

1 障害者・貧困問題への社会教育的アプローチ

障害者の定義とは何か。障害者は、「身体障害，知的障害，精神障害(発達障害を含む。)，その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって，障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と指摘されている。

身体的・精神的障害があるという側面(impairments)と，参加を阻害する社会的条件(disabilities)との相互作用によるものととらえられる。では，何が学習への参加を阻害するものであるのか。そこからどのような問題が生じているのか。参加と包摂を実現するための施策を明らかにすることが求められる。

第1に，大切な点は，障害のある人びとの「個人の尊厳，自律，自律の尊重」だ。貧困のなかにある人びとについても「尊厳のある暮らし」として，経済的支援はもちろん必要だが，同時に，地域の文化・社会・スポーツ活動に参加すること，社会とのつながりを持つこと，学びつづけることができることが条件として重要である。

第2に，障害者の問題というより，包摂すべき私たち自身の関与のあり方，阻害する社会的諸条件を解消するための努力がなければならない。市民の意識啓発が求められるが，生涯学習を通して障害を持つ人びとと共に学び合う経験を持つことが私たちの意識を変える契機ともなるだろう。全ての市民がこうした経験を持つ機会をつくる必要がある。

第3に，社会的参加と自己決定を尊重しなければならない。とりわけ，「障害者に関する問題について，他の意思決定過程において，障害者(障害のある児童を含む)を代表する団体を通じ，障害者と緊密に協議し，及び障害者を積極的に関与」すること，事業を計画・実施する際に当事者の意見を反映させる機会を持つ努力をすることが大切である。

一方，貧困とは何か。どのような状態なのか。概念自体は歴史的な展開とともに，かつ社会・文化の違いに応じて多様性を持っているが，一般に，貧困概念は2つに分けることができる。

一つは「絶対的貧困」である。これは，生きるうえで必要最低限の生活水準が満たされていない状態を意味し，世界銀行などの国際機関は世帯で「日に1.9ドル」以下の収入の人々を絶対的貧困の状態にあると捉えている。

これに対して，通常使われるのは「相対的貧困」だ。相対的貧困とは，その国や地域の水準のなかで比較して，大多数よりも貧しい状態のことを指しており，所得で見ると，世帯の所得がその国の等価可処分所得の中央値の半分(貧困線)に満たない状態のことを言う。結果として，就職すること，働き口を見つけていることが困難であり，その他の地域の文化・社会・スポーツ活動に参加す

る機会を奪われていると言えよう。また，社会的孤立に陥りやすく，社会的つながりを失い，地域社会への参加の機会を奪われている。

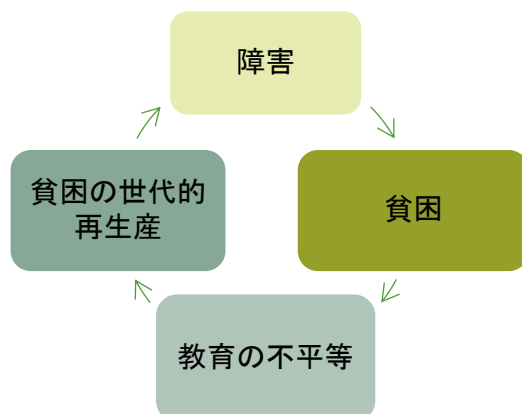


図 1 障害者・貧困・教育との関連概念図

この障害と貧困とは教育を媒介にしつつ相互に関係しており，障害の状態にあることにより教育の機会や就労機会を得ることが困難になることが少なくない。また，貧困の状態にある人たちは学校教育，社会教育の機会を享受することが難しいことが多い。

この提言は，社会教育施策を通して，障害者・貧困の状態にある方達を支援することを目指すものであるが，障害にしても，貧困にしても，その問題を解消することをめぐり社会教育が直接できることは極めて限定されることを認識することも大切である。社会教育固有の役割を示すとともに，経済関係，福祉関係，学校をはじめ他のセクターや機関，個人との協力しつつアプローチする手法をとることを意識し（multi-sector approach），この協力関係のなかで社会教育がどのような役割を果たしうるのか，果たすべきなのか，ということをも明らかにする必要がある。

2 仙台市における現状-障害者・貧困

(1) 仙台市における障害者をめぐる現状

仙台市において障害者の方々はどのくらいの数になるのか。障害者として認知されるのはあくまで法的・制度的なものであり、実際の数であるとは言えないところがある。しかし、ここでは、仙台市で「障害者手帳」を取得した方々の数を通して把握してみよう。表1に見るように、令和元年度において、「身体障害者手帳」所持者は32,718人、「療育手帳」所持者が9,105人、「精神障害者手帳」所持者が10,355人となっている。残念ながら、「視覚障害」「聴覚障害」など、教育と関係する数値はないが、近年、少しずつ増加していることがわかる。

表1 障害者手帳の所持者の推移

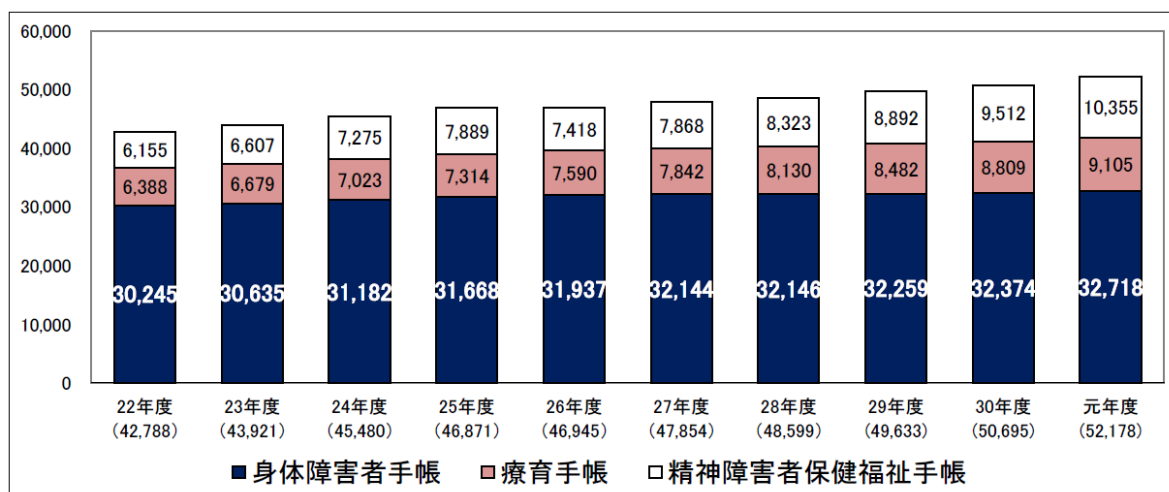
単位：人

年度	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者手帳
平成22年度	30,245	6,388	6,155
平成23年度	30,635	6,679	6,607
平成24年度	31,182	7,023	7,275
平成25年度	31,668	7,314	7,889
平成26年度	31,937	7,590	7,418
平成27年度	32,144	7,842	7,868
平成28年度	32,146	8,130	8,323
平成29年度	32,259	8,482	8,892
平成30年度	32,374	8,809	9,512
令和元年度	32,718	9,105	10,355

出典：仙台市健康福祉局障害福祉部障害企画課

図2 障害者手帳の所持者の推移

単位：人



出典：仙台市健康福祉局障害福祉部障害企画課

表2は、身体障害者手帳所持者数の年齢別構成の推移である。これに見るように、令和元年度において65歳以上の高齢者の構成が69.1%と3分の2を占めており、50歳代が9.6%、60～64歳が7.2%ほどとなっており、年齢が若いほど比率が低いことがわかる。「中途障害」なのか？年齢構成を反映するものなのか？

表2 身体障害者手帳所持者数の年齢別構成の推移

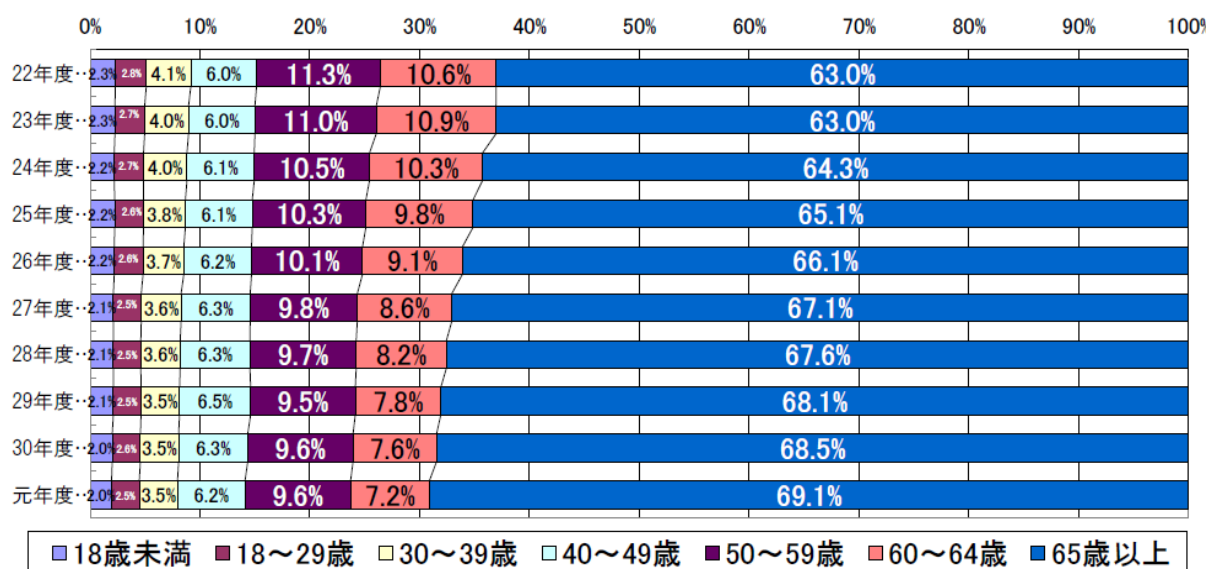
単位：%

年度	18歳未満	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
平成22年度	2.3%	2.8%	4.1%	6.0%	11.3%	10.6%	63.0%
平成23年度	2.3%	2.7%	4.0%	6.0%	11.0%	10.9%	63.0%
平成24年度	2.2%	2.7%	4.0%	6.1%	10.5%	10.3%	64.3%
平成25年度	2.2%	2.6%	3.8%	6.1%	10.3%	9.8%	65.1%
平成26年度	2.2%	2.6%	3.7%	6.2%	10.1%	9.1%	66.1%
平成27年度	2.1%	2.5%	3.6%	6.3%	9.8%	8.6%	67.1%
平成28年度	2.1%	2.5%	3.6%	6.3%	9.7%	8.2%	67.6%
平成29年度	2.1%	2.5%	3.5%	6.5%	9.5%	7.8%	68.1%
平成30年度	2.0%	2.6%	3.5%	6.3%	9.6%	7.6%	68.5%
令和元年度	2.0%	2.5%	3.5%	6.2%	9.6%	7.2%	69.1%

出典：仙台市健康福祉局障害福祉部障害企画課

図3 身体障害者手帳所持者数の年齢別構成の推移

単位：%



出典：仙台市健康福祉局障害福祉部障害企画課

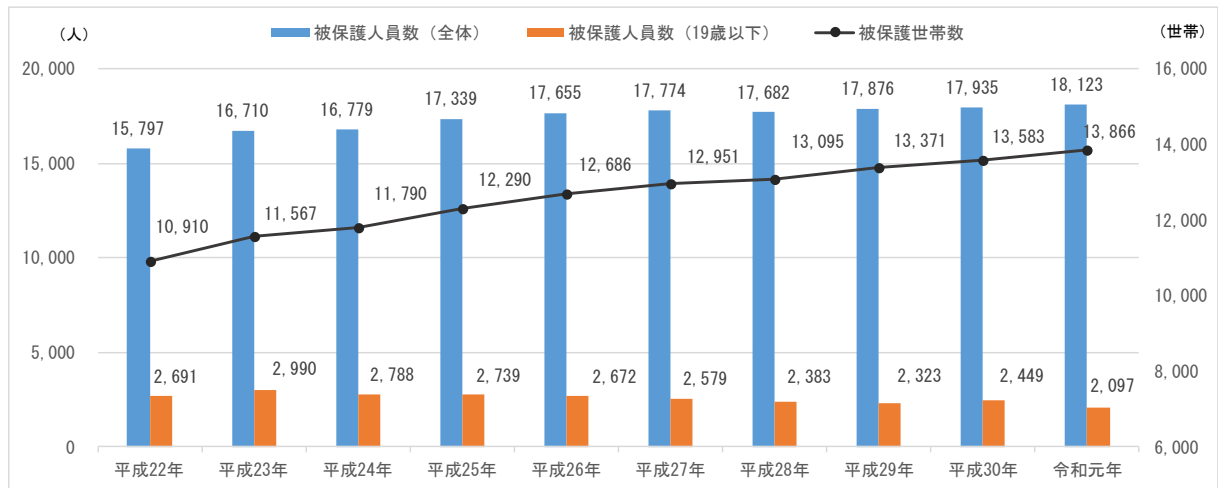
(2) 仙台市における貧困をめぐる現状

冒頭に、「相対的貧困」を問題とすると述べたが、この推移を統計的につかむことは難しい。まず、統計に即して近似的な状況をつかんでみたい。

図4は、仙台市生活保護世帯人員数の推移である。令和元年度において、「被保護世帯」は、13,866世帯となっている。「被保護世帯人員数」が18,123人ということから、世帯規模が小さいという特徴を持つことがわかる。

令和元年度の世帯形態を見ると、「高齢者世帯」が6,485世帯、「母子世帯」が897世帯、「傷病・障害者世帯」が3,710世帯であり、「障害者」の方々が貧困の状態になりやすい構造があることもわかる。

図4 仙台市生活保護世帯人員数の推移



出典：仙台市健康福祉局地域福祉部保護自立支援課

表3 仙台市被保護実世帯数及び被保護人員数

年度	生活保護世帯数				計	保護人員数(人)		保護率(人口1,000人につき)
	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他		全体	うち19歳以下	
平成22年度	3,850	1,028	3,393	2,639	10,910	15,797	2,691	15.16%
平成23年度	3,975	1,084	3,518	2,990	11,567	16,710	2,990	15.93%
平成24年度	4,248	1,061	3,506	2,975	11,790	16,779	2,788	15.82%
平成25年度	4,614	1,056	3,568	3,052	12,290	17,339	2,739	16.23%
平成26年度	4,990	1,058	3,563	3,075	12,686	17,655	2,672	16.46%
平成27年度	5,363	1,023	3,542	3,023	12,951	17,774	2,579	16.47%
平成28年度	5,689	990	3,548	2,868	13,095	17,682	2,383	16.31%
平成29年度	5,918	953	3,629	2,871	13,371	17,876	2,323	16.46%
平成30年度	6,208	934	3,671	2,770	13,583	17,935	2,449	16.48%
令和元年度	6,485	897	3,710	2,774	13,866	18,123	2,097	16.63%

出典：仙台市健康福祉局地域福祉部保護自立支援課

表4は、「生活保護種類別被保護人員」である。令和元年度において、「生活」「住宅」「介護」「医療」の比率が高く、教育保護人員が少ないことも、後の課題との関係で確認する。

表4 生活保護種類別被保護人員

単位：人

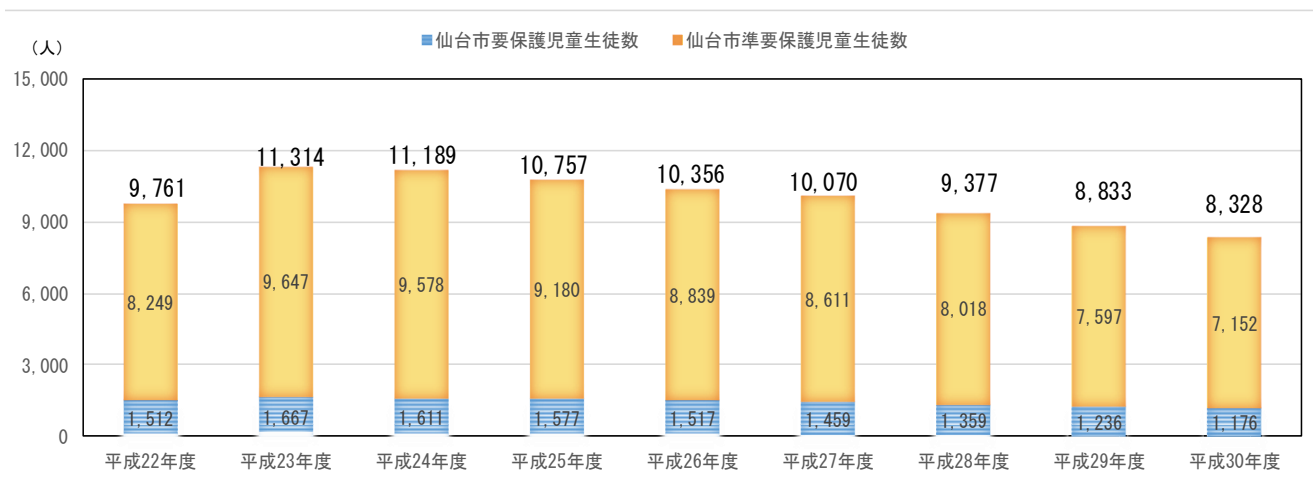
年度	延人員								
	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭	計
平成22年度	174,310	167,729	17,432	18,979	154,969	11	5,914	262	539,606
平成23年度	182,459	175,333	18,060	19,817	164,905	9	6,371	341	567,295
平成24年度	183,752	175,141	17,767	21,636	168,679	10	6,397	281	573,663
平成25年度	188,195	180,029	17,549	23,917	174,620	11	6,427	281	591,029
平成26年度	192,044	184,416	16,930	25,861	179,093	15	6,691	324	605,374
平成27年度	190,573	186,556	15,789	27,033	181,518	10	6,440	382	608,301
平成28年度	188,692	186,460	14,815	28,379	180,640	7	6,101	387	605,481
平成29年度	190,370	188,898	14,589	29,716	182,560	10	5,994	407	612,544
平成30年度	189,820	189,409	13,968	31,138	184,788	8	5,838	278	615,247
令和元年度	190,348	190,337	12,712	31,574	186,743	2	5,851	324	617,891

年度	施設内保護	就労自立給付	進学準備給付
平成22年度	873	-	-
平成23年度	932	-	-
平成24年度	1,032	-	-
平成25年度	1,079	-	-
平成26年度	1,151	43	-
平成27年度	1,259	108	-
平成28年度	1,418	105	-
平成29年度	1,686	134	-
平成30年度	1,562	138	65
令和元年度	1,630	155	32

出典：仙台市健康福祉局地域福祉部保護自立支援課

(3) 子どもの貧困をめぐる現状

図5 要保護児童生徒数・準要保護児童生徒数の推移



出典：仙台市教育局総務企画部学事課

「貧困が教育機会にどのような影響を与えているのか」について、学校教育をめぐる確認しておく。表5に見るように、「中学卒業時」の進学機会はやや少ないものの、ほとんどの世帯が高校へと進学している。しかし、「高校中退率」が〇%ほどあること、「高校卒業時」には高等教育機関への進学が制限されていることがわかる。

表5 生活保護世帯に属する子どもの進学状況

単位：%

時点	区分	仙台市	宮城県	全国	仙台市全卒業者
中学校卒業時	進学率		93.9%	94.0%	99.2%
	就職率		-	-	0.1%
高校卒業時	進学率		22.5%	36.1%	82.4%
	就職率		-	-	12.0%
	高校中退率		6.3%	4.3%	-
	高校中退率（一般世帯）	-	1.5%	1.3%	-

出典 仙台市：仙台市健康福祉局地域福祉部保護自立支援課

仙台市全卒業者：令和元年度学校基本調査結果報告書（宮城県）

宮城、全国：宮城県保健福祉部社会福祉課調べ（宮城県）、「令和元年度子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施の状況（内閣府）」（全国）

※注1：中学校卒業時進学率は平成31年3月に中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部も含む）を卒業した者のうち、その翌年度に高等学校等（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部も含む）及び専修学校の高等課程に進学した者の割合（平成31年4月1日現在）。

※注2：高校卒業時進学率は平成31年3月に高等学校等（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部も含む）及び専修学校等を卒業した者のうち進学した割合（平成31年4月1日現在）。

高校中退率：宮城県保健福祉部社会福祉課調べ（宮城県）、「令和元年度子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施の状況（内閣府）」（全国）

※注3：中退率は平成31年4月の在籍者のうち当該年度中に中退した者の割合

高校中退率（一般世帯）：令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果（文部科学省）

（４）まとめ

3 障害のある人たちの学習の促進

（１）社会教育機会へのアクセス

①柔軟で、多様な学習機会を提供する（健常者との協同学習を含む）

「障害者一人ひとりのニーズにあった学びを受けられるよう支援する相談員体制を整備する。」

- ・「障害者の社会教育活動の場の実態調査をする。学びの内容や、施設の点検、整備等。」
- ・「障害の方についてですが、障害者かその保護者等の実際にサービスを受ける人の思いを拾えていないので、問題や課題はどうしても想像の範囲を超えないと思いました。」

②障害者の社会教育活動を推進する指導員等の育成

- ・「障害者一人ひとりのニーズにあった学びを受けられるよう支援する相談員体制を整備する。」

③アクセスしやすい学習機会をつくる

- ・「様々な人が利用しやすい環境整備の充実。」
- ・移動，資金，バリアフリーなどの環境的側面

(2) 行政，学校，企業，市民活動組織，諸個人との連携と協働（教育機会の共催，福祉領域への支援）

①福祉行政の提供する学習機会との区別と連携・協働

- ・「障害者施設で「生涯学習活動的なもの」が行われており，ニーズが存在することが明らかになった。そのような場面に，あらためて，ソフトなかたちでコミットする方法を検討する。」
- ・「障害者福祉施策のなかで展開されている取り組みに対し，どのようなかたちであれば，横断的 cross-sectionalに関わることができるか，そうしたメタ的（？）な施策を考えるべき。」

②障害者支援団体，企業，個人との区別と連携・協働

- ・「宮城県内市町村との情報交換。関係機関，団体との連携，を進めていく。」

③支援学校・福祉施設との連携と協力

- ・「障害のある市民に対して，学校までは（保・小・中・高）繋がり生涯教育に導けるサポート体制があるが，卒業後のサポート体制が，知りたい人に届いていない。」
- ・「支援学校等での学習も，卒業後の進路に関わってくるところが大きく，生涯学習活動があるとはいうものの少ないと感じる。在学中の充実と卒業後のフォローアップ。卒業後継続して教育活動ができるような仕組みの検討。」
- ・「家族やグループホーム側の理解や協力。」「保護者の支援とか支援者の支援」
- ・「最近，鶴特を卒業した生徒の保護者とお話ししましたが，PTAも市に対して，卒業後にも在学中のように趣味ができるような場所に通えるようにとの要望も出したことがあると聞きました。実現せず，現在は習い事としてお金を払って趣味を広げているとのことでした。」

(3) 障害者・貧困問題の理解を促進する

①支援情報の広報活動を強化する

- ・「市民の活動を市民が知ることができるようなシステム作りを行う。仙台市は，たくさんの良いことをやっているのに，窓口がバラバラで，困っている方がどこに行けばいいかわからない。また，探しづらい。窓口を一つにしてサポートできる体制が必要。」
- ・「内容を明確にし，必要としている人へ情報がわかりやすく届くように伝える。」

②市民が障害をめぐる状況や課題を理解する学習機会の提供

- ・「市民の活動を市民が知ることができるようなシステム作りを行う。仙台市は、たくさんの良いことをやっているのに、窓口がバラバラで、困っている方がどこに行けばいいかわからない。また、探しづらい。窓口を一つにしてサポートできる体制が必要。」
- ・「障害も貧困も家族の理解や協力が重要と感じていました。」
- ・「家族へのフォローや、ボランティアなど、もっときめ細やかな配慮ができるとういのではないか。」
- ・「障害者の社会教育活動の場づくりを進めると同時に、社会全体の障害への理解の促進を図ることが大事。」
- ・「地域やまわりとの相互理解を図る。」

(4) その他

- ・「生涯学習関係の予算がどんどん削られている現状なので、生涯学習への参加が困難な人びとのために予算をつけていかないと難しいと思います。ただ、周知をしっかりとるか、他の部局との連携とか、できることはあるかなと思います。かつて手話や要約筆記付きの講座が一定数市民センターで行われていたので、補助の人がつくとか…。これも予算が必要ですね。」

4 貧困のなかにある人たちの学習の促進

(1) 社会教育機会へのアクセス

①魅力的で、多様な学習機会の提供

- ・「対人が不得手な人のためのオンライン学習の手段の確保」
- ・貧困対策と多様な学習ニーズのための「学び直しの場」の提供。
- ・「地域の課題及びニーズを把握するための組織の確立。」
- ・「全ての市民と一緒に学ぶことは、社会における立ち位置によっても難しいと考えられるので、まず一般的な市民を第1グループとしたならば、貧困世帯の方々を第2グループ、障害のある方々を第3グループと分けて、それぞれのグループに対応しうる学習講座を企画することはむろんのこと、3つのグループが共有できるもしくは支えあうような学習体制にもっていけるようになればと思う。」

②社会教育活動を推進する指導員等の育成

- ・「その際に、単に場所を開放するだけではだめで、適切にコーディネーターを配置する必要もある。そのためには、相応の予算措置が必要となる。」
- ・「障害者の方も、貧困世帯の方も、学習の場に参加するにあたって、何らかのフォローが必ず必要になると思うので、その支援体制をどうするか、どのようなことをすればいいかということについても検討しておかなければならないと思う。」

③ アクセスしやすい学習機会をつくる

- ・各市民センターにおいて、（不登校の子供も含めて）もっと子供たちが勉強したり、子供同士あるいは子供と地域の大人が交流したりする居場所として機能するよう、使いやすくする工夫があるとよい。」
- ・「もっとオープンスペースを設けて、特段の用事がなくても（お茶を飲みに来るだけの用事で）市民センターに立ち寄れるような環境整備や工夫があると良いのでは。」
- ・「家庭や学校以外に、心が休まる居場所が少ない。」
- ・「家庭や学校以外の居場所づくりの提供」
- ・「参加が困難な方々の要望、ニーズをまず聞き取りし、実質的な効果がみられるような講座を企画し、これまでの生涯学習に見られた趣味活動やサークル的な内容からレベルアップし切り替えていくことと、一般の方々とは別途の講座であることをアピールし、貧困世帯の方も障害者の方も気兼ねなく参加できる体制を整えることが必要であると考え。」

（２）行政，学校，企業，市民活動組織，諸個人との連携と協働（教育機会の共催，福祉領域への支援）

① 福祉行政の提供する学習機会との区別と連携・協働

- ・「障害者施設で「生涯学習活動的なもの」が行われており、ニーズが存在することが明らかになった。そのような場面に、あらためて、ソフトなかたちでコミットする方法を検討する。」
- ・「障害者福祉施策のなかで展開されている取り組みに対し、どのようなかたちであれば、横断的 cross-sectionalに関わることができるか、そうしたメタ的（？）な施策を考えるべき。」

② 支援団体，企業，個人との区別と連携・協働

- ・「宮城県内市町村との情報交換。関係機関、団体との連携、を進めていく。」

③ 学校・福祉施設との連携と協力

- ・「家族や保護者の支援とか支援者の支援」

(3) 貧困問題の理解を促進する

① 支援情報の広報活動を強化する

- ・「市民の活動を市民が知ることができるようなシステム作りを行う。仙台市は、たくさんの良いことをやっているのに、窓口がバラバラで、困っている方がどこに行けばいいかわからない。また、探しづらい。窓口を一つにしてサポートできる体制が必要。」
- ・「内容を明確にし、必要としている人へ情報がわかりやすく届くように伝える。」
- ・「あらゆる手段を活用した生涯学習活動の情報提供。」

② 市民が貧困をめぐる状況や課題を理解する学習機会の提供

- ・「生涯学習の問題や社会的弱者の問題を、個人レベルの問題とせず、しっかり地域社会全体の問題であることを啓蒙していくべき。」
- ・「生涯学習を核とした社会問題の解決をみんなで考えていくワークショップや勉強会を市民センターなどの公的教育施設で開催していくことも、生涯学習の新しい可能性を拓くものになるのでは。」
- ・「市民の活動を市民が知ることができるようなシステム作りを行う。仙台市は、たくさんの良いことをやっているのに、窓口がバラバラで、困っている方がどこに行けばいいかわからない。また、探しづらい。窓口を一つにしてサポートできる体制が必要。」

③ 貧困のなかにある人びとの学習への参加を支えるボランティア活動の促進

- ・「家族へのフォローや、ボランティアなど、もっときめ細やかな配慮ができるとういのではないか。」
- ・「地域やまわりとの相互理解を図る。」

その他

- ・「個々の対策も大切ですが、そもそも「生涯学習とは？」「仙台市が考える新しい生涯学習像は？」といった根底的スキームづくりをするべきだと考えます。」

報告書：障害者・貧困への対応の構成

I 障害のある人たちの学習の促進

1. 社会教育機会へのアクセス
 - 柔軟で、多様な学習機会を提供する（健常者との協同学習を含む）
 - 障害者の社会教育活動を推進する指導員等の育成
 - アクセスしやすい学習機会をつくる
2. 行政、学校、企業、市民活動組織、諸個人との連携と協働（教育機会の共催、福祉領域への支援）
 - 福祉行政の提供する学習機会との区別と連携・協働
 - 障害者支援団体、企業、個人との区別と連携・協働
 - 支援学校・福祉施設との連携と協力
3. 障害者・貧困問題の理解を促進する
 - 支援情報の広報活動を強化する
 - 市民が障害をめぐる状況や課題を理解する学習機会の提供

II 貧困のなかにある人たちの学習の促進

1. 社会教育機会へのアクセス
 - 柔軟で、多様な学習機会の提供
 - 社会教育活動を推進する指導員等の育成
 - アクセスしやすい学習機会をつくる
2. 行政、学校、企業、市民活動組織、諸個人との連携と協働（教育機会の共催、福祉領域への支援）
 - 福祉行政の提供する学習機会との区別と連携・協働
 - 支援団体、企業、個人との区別と連携・協働
 - 学校・福祉施設との連携と協力
3. 貧困問題の理解を促進する
 - 支援情報の広報活動を強化する
 - 市民が貧困をめぐる状況や課題を理解する学習機会の提供
 - 貧困のなかにある人びとの学習への参加を支えるボランティア活動の促進